

企業立地促進条例・同施行規則の改正について

◎ 長岡京市企業立地促進条例の改正

今回の条例改正ポイントは以下の3点。

- ① 5年間の時限延長（「平成36年3月31日」→「令和11年3月31日」）
- ② 条例の目的に「企業の流出防止」を図ることを明記。
- ③ 「企業立地審査会」の名称を「企業立地審議会」に変更

① 時限延長について

これまでの条例期限延長履歴

- ・平成15年10月1日施行
- ・平成20年4月1日 5年延長
- ・平成21年4月1日 期限は変更なし。
日本標準産業分類の法的根拠変更（総務省告示→統計法に変更）
- ・平成25年4月1日 5年延長
業務継続要件、用地要件、投下固定資産税額、地元雇用要件追加
- ・平成30年4月1日 1年延長
（阪急長岡天神駅周辺まちづくり基本構想の策定予定→1年後に抜本的な見直しを行うため、1年間のみの延長）
- ・平成31年4月1日 5年延長
 - ・業種に宿泊業追加
 - ・エリアにJR長岡京駅、阪急長岡天神駅、西山天王山駅追加
 - ・事業所設置時の市内事業者発注で助成金に上乗せする規定追加

【条例制定の経過】

- ◇ 京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進及び育成に関する条例の制定（平成13年）を機に、本市においても、京都府がものづくり産業の集積の促進を図るエリアとして、国道171号線を中心とした工業系用途地域を指定。5年間の時限措置として、集中的かつ総合的に推進。
- ◇ 同エリアへの新たに立地を予定している企業や市内での移転、新增設する企業に対し、助成金を交付することで企業立地の促進を図るため、平成15年に本条例を制定。
- ◇ 以降、概ね5年毎に必要な性の検討を行い、社会経済情勢の動向や、市のまちづくりの進捗等にあわせ、時限の延長と見直しを実施。

《助成対象企業の指定実績》

- ①株式会社 村田製作所（H16.8 指定）
- ②株式会社 ロジスティクス・オペレーション関西センター（H16.8 指定）

- ③日本電産シンポ 株式会社（H17.9 指定）
- ④カンケンテクノ 株式会社（H17.9 指定）
- ⑤株式会社 工進（H26.8 指定）
- ⑥三菱製紙 株式会社（H29.8 指定）
- ⑦株式会社 煌（R4.8 指定）

【時限延長の必要性】

- ◇ 本市の最上位計画である、長岡京市第4次総合計画第2期基本計画（R3～7年度）において、「中心市街地整備の推進」と「企業誘致の促進」を施策として位置づけ。
- ◇ 今後、新庁舎建設や長岡天神駅周辺のまちづくりが本格化していく中で、土地利用計画に沿った誘致に取り組んでいくために、本条例によるインセンティブが必要。
- ◇ 集中的かつ戦略的な取組と、一定期間毎の見直しが必要であるため、引き続き時限条例とする。
- ◇ 本市では総合計画基本計画等においては、概ね5年毎の見直しを実施しており、また、地域未来投資促進法（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）に基づき、京都府が広域的に策定している「京都府山城地域基本計画」の次期計画の期間が5年間（令和6～10年度）であることを勘案し、令和11年3月31日までの時限として延長を行う。

② 「企業の流出防止」の明文化について

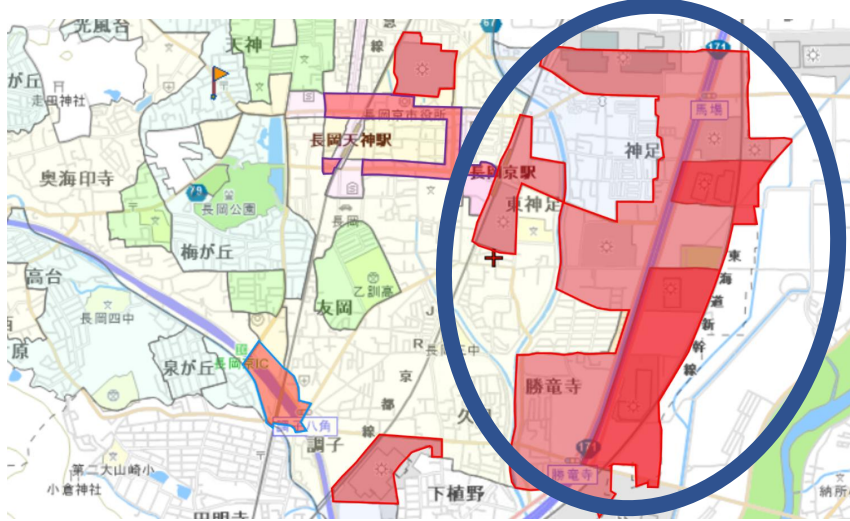
【企業立地促進条例の課題】

- ◇ 本市の市政運営方針として、次の3つの戦略目標を掲げ、各種行政計画の策定・推進を行っている。
 - ① 定住の促進 ② 交流の拡大 ③ まちの新陳代謝
- ◇ この間、「まちの新陳代謝」において、新庁舎建設をはじめとする老朽化した公共施設の再編整備を行い、構想段階から順次事業化・着手を行っている。
- ◇ 将来にわたり調和のとれた都市形成を行うために、「空き家等対策の推進に関する条例」を制定し、空き家行政プラットフォームの構築等により、発生抑制のための取組を続けており、集合住宅については、マンション管理適正化法の改正を背景に、市内マンションの実態調査を実施し、今年度にマンション管理適正化推進計画を策定予定。
- ◇ 公共施設、民間の戸建・集合住宅に関し、検討・事業が進められている中で、次の段階として民間事業所の新陳代謝を検討していく必要がある。
- ◇ 中心市街地においては、駅周辺整備に伴う企業誘致を引き続き行っていくが、市東部に集積している工業地域・工業専用地域においては、高度経済成長期に建てられた工場も多く、建設から40～50年以上が経過し、施設・設備が老朽化している。
- ◇ これまでの本条例は「新たな立地や市内移転、新增設」を目的としている中、市内での用地が不足しており、また増設等により敷地内の狭隘化が進んでいる。

- ◇ 今後民間事業所の新陳代謝を進めていく上で、市外での用地確保の動きが加速すること
が予想されるため、これまでの本市の企業立地促進の考え方に加え、あらためて既存の「企
業の流出防止」を条例で明文化したうえで、具体策を検討する必要がある。

《本条例の対象としているエリア》

市内東部のエリア(JR駅前、国道 171 号線周辺)に工業地域、工業専用地域が集積。



③ 「企業立地審議会」への名称変更について

- ◇ 本審査会においては、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関、いわゆる審議会としての位置づけだが、条例制定当時の審議の中心である、企業からの助成対象指定申請に対して審査する「企業立地審査会」としている。
- ◇ 一方で、これまでの助成金制度の運用に加え、既存企業が市内で操業を継続できる仕組み、流出防止策を検討していくことが必要である。
- ◇ 検討にあたっては、働く場と住環境との調和を図りながら進める必要があるため、これまでの専門的な議論に加え、住民や労働者、広域的な企業立地の視点を持った方などにも議論に加わっていただき、合意形成を図る場が必要。
- ◇ 今後の本審査会においては、より企業立地に関する施策の議論を行っていく表現として「審議会」の名称ですすめていく方が相応しい。

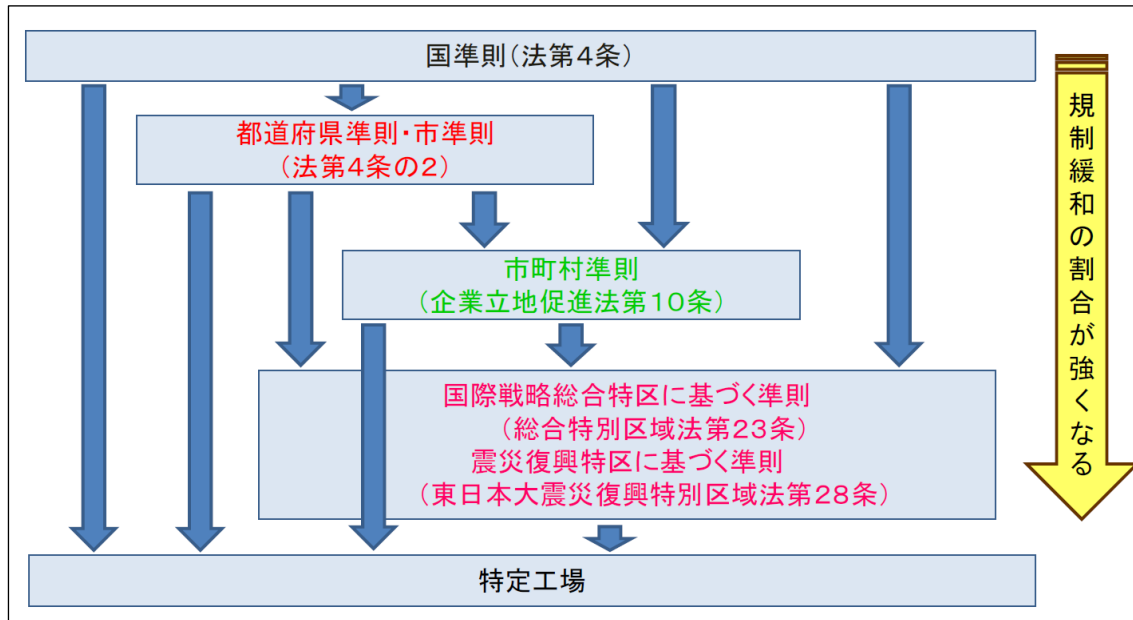
【流出防止の具体策検討】

- ◇ 令和6年度以降、先述の企業立地審議会として、流出防止の具体策を検討。
- ◇ 用地がない本市における具体策の一つとして「緑地率」の見直しを検討。

※(参考)長岡京市における工場立地法の現状

- ➡立地後50年以上経過している工場も多く、緑地率において既存不適格の工場がある。
- ➡法定の緑地率が既存敷地内での建替のハードルとなっている。
(市町村による準則条例による法定率の引き下げは認められている)

項目	工場立地法の緑地率	準則条例で緩和可能な緑地率 ※工業地域、工業専用地域
緑地	敷地面積の 20% 以上	5% 以上～20% 未満
環境施設(緑地を含む)	敷地面積の 25% 以上	10% 以上～25% 未満



○長岡京市企業立地促進条例施行規則の改正

今回の規則改正ポイントは以下の 3 点。

- ① 5年間の時限延長（「平成36年3月31日」⇒「令和11年3月 31 日」）
- ② 附則記載の都市計画道路、法律改称等の表記変更、軽微な修正。
- ③ 上記条例での「審議会」への名称変更に伴う、条文の修正。流出防止の具体策を議論するための体制変更に係る条文追加。

① 5年間の時限延長

- ◇ 条例と同じ期限で5年間延長

② 法律改称、都市計画道路の表記変更、軽微な修正

- ◇ (旧) 「3.3.9 長岡京駅前線、Ⅱ.Ⅱ.24 御陵山崎線及び府道伏見柳谷高槻線」
(新) 「都市計画道路長岡京駅前線及び御陵山崎線並びに府道伏見柳谷高槻線」
- ◇ (旧) 「西山天王山駅地区地区計画の区域」
(新) 「西山天王山駅地区計画の区域」
- ◇ (旧) 「短時間労働者(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者をいう。)」
(新) 「短時間労働者(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者をいう。)」

③ 「企業立地審議会」への名称変更・体制拡大

- ◇ 条例改正に係る「企業立地審議会」への名称変更
- ◇ 企業立地審議会の委員定数を拡大(7人以内➡12人以内)
 - ※次年度以降、「緑地率の見直し」を含めた流出防止策を検討。
 - 委員候補としては、下記のメンバー構成を想定。
- ◇ 今後、より専門的な審議を要する場合に備え、「部会」を設置可能とする

従来の企業立地審査会 合計 6 人(規則上は7人以内)

肩書	氏名	職名	備考
学識経験者	篠原 総一	前京都学園大学 学長	現職
	喜田 昌樹	滋賀大学 経済学部 教授	現職
	岡部 曜子	京都産業大学経営学部 教授	現職
	伊吹 勇亮	京都産業大学 経営学部 准教授	現職
長岡京市商工会	池上 康治	長岡京市商工会	現職
長岡京市経済協議会	山崎 繁孝	西日本電信電話株式会社	現職



企業立地審議会 新体制(案)【11名】

肩書	氏名	備考
学識経験者	篠原 総一	現職
	喜田 昌樹	現職
	岡部 曜子	現職
	伊吹 勇亮	現職
長岡京市商工会	池上 康治	現職
長岡京市経済協議会	山崎 繁孝	現職
(労働組合)		新規
(地縁団体)		新規
(市民の声)		新規
企業の環境配慮の取組に知見がある者		新規
(広域行政)		新規

流出防止策(準則条例等)の審議

- ◆ 施策等について合意形成
- ◆ 原則、公開（傍聴有）

助成対象企業指定に係る審査

- ◆ 指定に係る審査
- ◆ 原則、非公開（傍聴なし）

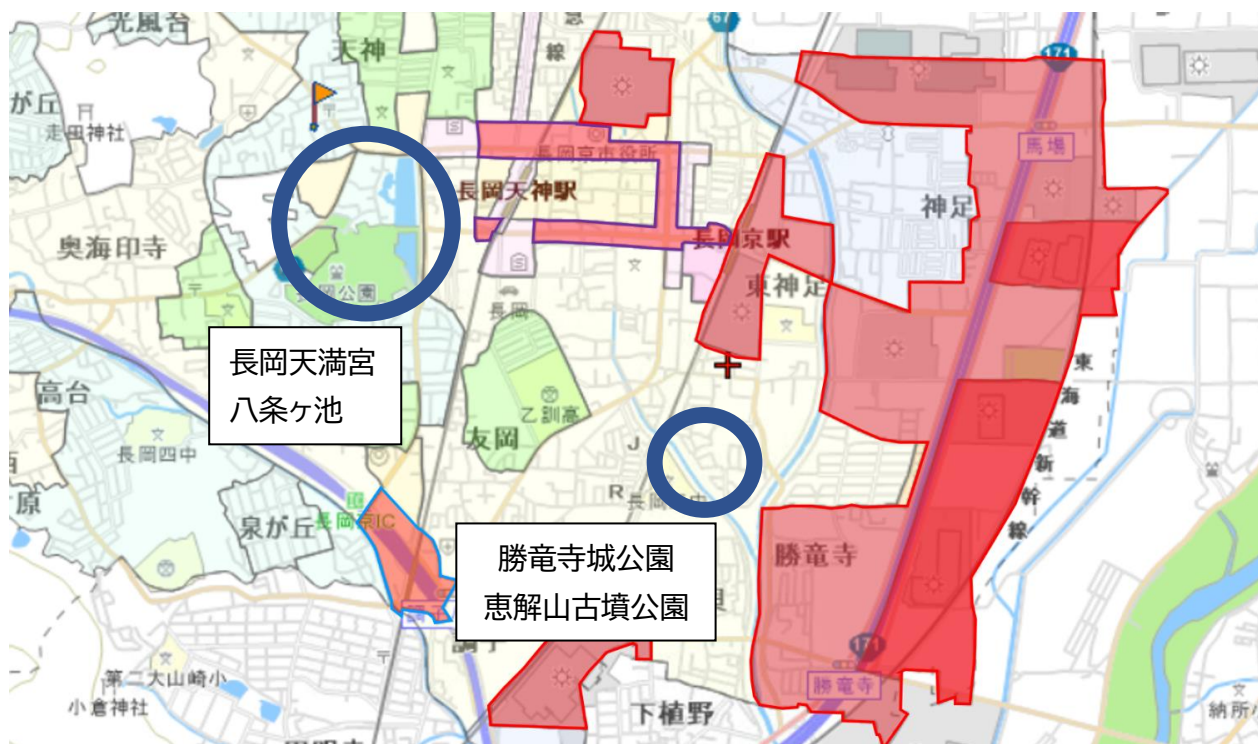
○取組・検討の状況

◎ サテライトオフィスやリモートワーク用のオフィス誘致について

- ◇ リモートワーク用オフィスについては、コロナ禍を経て、引き続きニーズがあると認識
- ◇ 市内では、民間シェアオフィスの開業や、公共施設の貸館において個人でのリモートワーク利用があることから、当面は市場に任せる。
- ◇ サテライトオフィスについては、交流人口の拡大・移住促進等、中心市街地のにぎわいづくりにも寄与するもの。
- ◇ オフィス系については、需要があるが供給が十分にできていない状況でもあり、市商工会や商店街等においても土地不足が課題となっている。現在構築中の事業用地のマッチング支援制度により、オフィス系のニーズに対応した上で、運用状況をみながら今後の誘致について検討を進めていく。

◎ 観光施策との整合性について

- ◇ 東部の工業・工業専用地域は観光地から離れているため、景観等を損なう恐れは少ない。一方でサントリーのビール工場は観光資源としての側面があり、また村田製作所長岡事業所は長岡天満宮と近接していることもあり、景観形成も勘案しながら、企業立地について検討を行っていく。



◎ 地元新規雇用者の人数について

近年の企業立地促進条例助成対象指定企業 地元新規雇用者数

A社	B社	C社
毎年7人以上の実績 (最終年度23人)	毎年4人以上の実績	毎年40人以上を予定 (最終年度65人の予定)

- ◇ 近年、企業立地促進条例助成対象に指定された企業では、毎年要件である3人以上の地元新規雇用者数を確保している。
- ◇ 市の戦略目標として、「定住促進」、「交流の拡大」を掲げているほか、市では障がい者基本条例を策定し、「障がいの有無にかかわらず誰もが自分らしく暮らせるまち」を目指している。
- ◇ 今回の改正では人数の要件は据え置くこととし、今後の検討課題とする。